

デイサービスセンターなのはな苑ふくおか運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人明翠会が開設するデイサービスセンターなのはな苑ふくおか（以下「事業所」という。）が行う通所介護、予防専門型通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 通所介護、予防専門型通所サービスの提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、居宅要介護被保険者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業所及び地域包括支援センター（以下「居宅介護支援事業者等」という。）等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止などのため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講じるものとする。
- 4 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2 第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	デイサービスセンターなのはな苑ふくおか
所在地	岡崎市福岡町字四反田 26 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

生活相談員 2名以上（介護職と兼任）

看護職員 2名以上（機能訓練指導員・介護職と兼任）

機能訓練指導員 1名以上（看護職・介護職と兼任）

介護職員 6名以上（専従、兼任）

従業者は、事業の提供に当たる。居宅介護支援事業者等に対し、利用者の心身の状態など必要な情報の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。（曜日によっては、営業することもあります。）
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

1 単位 40 名

(内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、その利用料の額は、介護報酬告示上の額もしくは岡崎市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準要綱別表2に記載された額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴、特別浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、片道10キロメートル未満 200 円
- (2) 事業所から、片道10キロメートル以上 400 円

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った事業の費用は、1時間までは無料とし、それ以上は800円とする。

4 食費は、590円を徴収する。

5 おむつ代は、150円、又尿取りパッドは50円を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

2 事業所は、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、岡崎市、幸田町の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 11 条 生活相談員等は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練等を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(身体拘束の禁止)

第 13 条 身体拘束は禁止する。ただし、切迫性、非代替性、一時性のすべての要件に該当した場合は、多職種協働で計画書を作成し、その内容を利用者及び家族に説明を行い、その内容について利用者及び家族の署名、捺印をもらった上で、期間を決めて実施するものとする。

(高齢者の虐待防止)

第 14 条 高齢者虐待防止法に基づき、虐待の発生又はその再発防止と、発見に努め、発見した場合には関係機関に通報する。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護(指定予防通所事業)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第 16 条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提

供を行うよう努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

② 採用時研修 採用後 1 カ月以内

① 継続研修 年 2 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切な指定通所介護(指定予防通所事業)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定通所介護(指定予防通所事業)に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人明翠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。